

随意契約理由書

工事名：水防災情報システム 千里雨量観測局補修工事

本工事は、水防災情報システムを構成するテレメータ観測局のうち千里雨量局の機器等の補修を実施するものである。

水防災情報システムは、府内各所に設置している水位計および雨量計の観測データの収集を行い、監視やデータ配信を行うなど、水防活動において必要不可欠な役割を果たしている。

本工事は、不具合が生じている観測局の電源設備の補修・取替を行い、システムの確実な動作に万全を期すものであり、実施に当たっては、独自技術が使われている水防災情報システムの運用に影響が出ないよう、機器の機能・構造に精通している必要があることに加えて、水防災情報システム・ソフトウェアの詳細な設計内容を熟知していることが不可欠である。

上記により、水防災情報システムの保守並びに観測局の補修を行っている西菱電機株式会社 大阪支社 以外にその能力を有するものがないため、同社を見積りの相手方として見積もりを徴収することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を行うものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積を省略することとする。